平成２２年（フ）第３５５８号
名古屋市港区木場町２番地の56　スペリアシティ名南アネックスⅡ203号
債務者　藤高　里美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５９号
神奈川県大和市上草柳３丁目10番７号
債務者　新井　圭子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９５号
神奈川県海老名市河原口441番地の２　庭司苑203
債務者　梶原八百人
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７３号
愛知県岡崎市稲熊町字７丁目82番地１　フォレスティ201
債務者　赤羽　正美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８４号
愛知県岡崎市柱５丁目２番地20
債務者　黒野　康則
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
石川県鹿島郡中能登町新庄イ部18番地１
債務者　横山眞理子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前９時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第８０５号
岡山県瀬戸内市邑久町尻海3791番地
債務者　關口　　勤
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２９号
岡山市南区浜野１丁目２番３号　ローレンス202
債務者　小山美佐子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１０号
東京都八王子市明神町４丁目25番３号
債務者　黒坂　喜和
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1101―1117
債務者　亀本喜代史
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４号
石川県能美市辰口町649番地１
債務者　松田　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１７１号
岡山県美作市楢原下123番地49
債務者　長田　賢江
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７５０号
静岡県浜松市東区薬新町107番地の１　薬新団地１棟103号
債務者　鈴木　美里
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
北海道川上郡弟子屈町美里３丁目４番25号
債務者　松岡　浩幸
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７４号
釧路市鳥取北10丁目１番６号　サクラマンション
債務者　出雲眞由美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７６号
北海道釧路郡釧路町河畔４丁目75番地
債務者　三浦　正文
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所